

～高額療養費制度について～

ご入院の際は、**限度額適用認定証**の提示をお願いします。

(70歳未満) 外来でも使用できます。

限度額適用認定証を提示して頂くと、窓口でのお支払い額が少なくなります。

【70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額の区分は平成27年1月診療分より、3区分から5区分に細分化されます】

区分	該当の基準
A: 上位所得者 標準報酬月額 53万円以上	150,000円 〈多数該当 83,400円〉
	自己負担限度額の計算式
	$150,000 \text{円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{円}) \times 1\%$
B: 一般所得者 (一般世帯) <small>(上位所得者、低所得者以外)</small>	80,100円 〈多数該当 44,400円〉
	自己負担限度額の計算式
	$80,100 \text{円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$
C: 住民税非課税	35,400円 〈多数該当 24,600円〉

区分	該当の基準
ア: 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 〈多数該当 140,100円〉
	自己負担限度額の計算式
	$252,600 \text{円} + (\text{医療費} - 842,000 \text{円}) \times 1\%$
イ: 標準報酬月額 53万～79万円	167,400円 〈多数該当 93,000円〉
	自己負担限度額の計算式
	$167,400 \text{円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{円}) \times 1\%$
ウ: 標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 〈多数該当 44,400円〉
	自己負担限度額の計算式
	$80,100 \text{円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$
エ: 標準報酬月額 26万円以下	57,600円 〈多数該当 44,400円〉
オ: 住民税非課税	35,400円 〈多数該当 24,600円〉

- ❖ 保険診療対象外の費用（食事負担金、特別室料、テレビ代等）は自己負担額に含まれません。
※入院期間が複数月にわたる場合等、条件によりお支払い金額は変わります。

お手続き方法

- ❖ この制度は、病院の制度ではありませんので、お手続きは加入されている保険者へ患者様ご自身またはご家族等で申請していただく必要があります。

- ① 保険証の発行元へ申請方法をお問い合わせ下さい。
- ② 申請を行い、限度額適用認定証を取得します。
- ③ 窓口へ提示して下さい。

- ❖ 月を遡っての発行は出来ない場合が多いようですので、手続きはお急ぎ下さい。

例えば、4月に入院して、手続きは5月に行った場合、限度額適用認定証は5月1日から利用できるものしか発行されない恐れがあります